

1 目的

学業優秀な学生生徒でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付し、もって社会有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

出願することができる者は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 愛媛県内の高等学校（高等専門学校含む）に在学する学生生徒。
- (2) 学業優秀（**評定平均3.8以上**）であり、経済的理由により修学が困難な者。

（※世帯収入600万円以下であること）

3 奨学金の給付額 高等学校・高等専門学校奨学生 月額35,000円

4 奨学金の給付期間 本年度4月から出願時在籍校での最短就学年限の終期迄とする。

5 出願手続

次の書類を添え、在学学校等を通じて出願するものとする。

- (1) チェックシート
- (2) 奨学生採用推薦書
- (3) 奨学生採用願書（その1）（その2）
- (4) 所得試算シート及び添付書類と必要に応じて別紙①～④
- (5) 肖像及び個人情報等の使用に関する同意書
- (6) 在学証明書
- (7) 成績証明書

*提出前に必ず全ての書類のコピーを在学学校にて取ること。

（提出書類の内容確認のため、必要な場合あり） また提出書類の返却はしない。

6 提出期限 在学学校長等を通じて通知する。

7 奨学生の決定通知 奨学生として採用が決定した者については、5月末にその旨通知する。

8 その他

- (1) 当奨学金は返済不要とする。
- (2) 当法人の奨学生は、日本学生支援機構その他類似の育英奨学金を併せて受給できる。但し他団体において併せて受給が可能か確認の上、応募すること。また2023年4月開始の奨学金を他団体でも併願している場合は、事前に連絡すること。
- (3) 2023年4月時点で当法人に兄弟姉妹が在籍していないこと。また2023年度の奨学生として兄弟姉妹が同時に申請する場合、在籍学校が異なっても採用できるのは1名のみ。
- (4) 当法人の奨学生は、当法人主催の説明会並びに懇親会の出席及び年に1回のレポート（テーマは自由）と卒業時に進路報告書の提出を義務とする。
- (5) 奨学生として出願する場合は添付の【肖像及び個人情報の使用に関する同意書】の提出を義務とする。
- (6) この募集要項についての照会は、在学学校経由で行うこと。

※推薦人数は校内2名以内です。

*** 申込を希望する者は、1/13(金)17:00までに
担当(永井ゆ)まで申し出ること。**

期限厳守で！